

別紙

## 傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁十勝教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴人の参加会場については、個人パソコンでの参加または十勝教育局会場での参加とします。  
なお、傍聴の人数は、Web (Zoom) による傍聴及び十勝教育局会場での傍聴とも各18人以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含みません。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴することはできません。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
  - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
  - (3) 前2号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 3 次の各号の行為をしてはいけません。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 飲食すること。
  - (3) 私語、談話、拍手等をする事。
  - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をすること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
  - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定とすること。
  - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
  - (7) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 Web会議では、傍聴人が前記3の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることがあります。
- 6 通信回線や機器の不具合により、傍聴者に不利益が生じたとしても、本協議会はその責を負いません。
- 7 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。